

日本酒の魅力発信・販路拡大支援事業にかかる出展者公募要領

平成30年5月14日

1 事業目的

フランス・パリ市内において、ヨーロッパの富裕層をターゲットとして、日本に関心の高いシェフ、バイヤー、一般消費者等に「三重の日本酒」のプロモーションを実施し、海外に向けた販路拡大及びブランド価値向上のきっかけづくりを行います。

2 事業内容

(1) サロン・デュ・サケ2018への出展

ヨーロッパ最大の日本酒を中心とした日本飲料交流イベントに三重県ブースとして出展及び地域PR講演会（三重の日本酒とフレンチのマリアージュ）等での情報発信を行います。

○日程：平成30年10月6～8日

○会場：New Cap Event Center（エッフェル塔近く、パリ日本文化会館隣接）

○出展規模：三重県ブース18㎡（8社程度の出展を想定）

○出展アイテム数：16銘柄程度（各出展者2銘柄）

○2017実績（参考）：

- ・公式HP <http://salon-du-sake.fr/ja/>
- ・来場者数4,091人
- ・出展スタンド57スタンド
- ・出展銘柄182銘柄（日本酒アイテム数350点、その他飲料アイテム数100点）

(2) フランス料理レストランでの日本酒提供

サロン・デュ・サケ2018出展者の日本酒を、フランス・パリ市内のフレンチレストランにて提供します。

○期間：サロン・デュ・サケ2018出展後の2ヶ月間

○会場：ピルグリム（フランス・パリ15区のフレンチレストラン）

○提供アイテム数：8銘柄程度（各出展者1銘柄）

(3) 日本酒の継続プロモーション

サロン・デュ・サケ2018出展者の日本酒を、フランスのシェフ、バイヤー、ソムリエに継続プロモーション（営業）します。

○期間：サロン・デュ・サケ2018出展後の2ヶ月間

○営業先：フランスのシェフ、バイヤー、ソムリエ

○営業アイテム数：8銘柄程度（各出展者1銘柄）

3 募集内容

(1) 募集対象者

フランスをはじめ、欧州市場への販路開拓に意欲のある三重県内に主たる事務所又は事業所を有する日本酒を製造する中小企業者等

※「中小企業者等」とは、下記のことをいう。

- ・ 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項に規定するもの
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する企業組合及び協業組合
- ・ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法により設立された組合及びその連合会
- ・ 特例民法法人・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条の規定により設立された社団法人であって、当該法人の直接または間接の構成員の3分の2以上が第1項の規定する中小企業者である団体

(2) 募集品目

三重県産の日本酒（ただし、欧州に輸出可能な商品であること）

(3) 募集出展者数

8社程度

(4) 出展条件

- サロン・デュ・サケ2018に出展申込者（現地パートナーや代理店は含まない）が直接参加し、必要な日本酒を提供及び試飲PR等を行うこと
- フランス料理レストラン、継続プロモーションに必要な日本酒を提供すること
 - ※ 本事業に必要な日本酒（サンプル及び本番）の目安及び必要な時期
 - ・ サンプル用：720ml瓶2本（1本×2銘柄）、平成30年7月上旬まで
 - ・ 本番用：720ml瓶48本（24本×2銘柄）、平成30年9月下旬まで
- 各出展者のPRに必要な資料の作成を行うこと

4 出展費用

(1) 県が負担する費用

- サロン・デュ・サケ2018の出展費
 - ・ スペースの借り上げ（18㎡）
 - ・ テーブル、テーブルクロス、スピット・バケツ、日本酒クーラー、氷提供、電源使用可、冷蔵庫（1台）の借り上げ
 - ・ 公式パンフレット等の県ブース広告宣伝費
 - ・ フランス語通訳（4名）の手配費
- フランス語PRツール作成費
- フランス料理レストランへのPR協力費
- 継続プロモーションにかかる経費

(2) 出展者が負担する費用

○職員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費、現地交通費、海外旅行保険等）

○出展品の輸送に要する経費

・サンプル用の日本酒輸送、通関等経費（航空便を想定）

・本番用の日本酒輸送、通関等経費（船便を想定）

・会期終了後の出品物の処理（還送・転送等）にかかる輸送、通関等経費

○本番用及びサンプル用の日本酒提供に必要な商品代

○各出展者が個別に使用する備品、消耗品等経費

○その他個別に発生する経費

※輸送について

出展品の各会場までの輸送は、各出展者にて行っていただきます。後日、特定の物流業者をご案内しますので、各出展者が直接お取引ください。なお、既にフランスへの輸送ルートをお持ちの場合は、当該業者をご利用いただいて結構です。いずれの場合も、出展品の輸送、通関等が確実に行われるよう、ご手配いただくようお願いします。

また、会期終了後は、自己責任にて出展品の還送又は処分等をお願いします。

※通訳について

サロン・デュ・サケ2018三重県ブースには4名の通訳を配置する予定ですが、各出展者が個別に手配した専属の通訳を配置することも可能です。

なお、専属の通訳の紹介も可能ですが、経費は各出展者のご負担となります。

5 申込方法

(1) 申込方法

別紙「出展申込書」に必要事項を記入の上、E-mail又はFaxにて申込先までお申し込みください。

(2) 申込期限

平成30年5月25日（金）午後5時必着

※念のため、お申し込み後に電話にて着信確認をお願いします。

※申込多数の場合、可能な限り多くの方に出展いただけるよう調整を図りますが、対応不可能な場合もございますので、あらかじめご了承ください。

【申込・問合せ先】

三重県雇用経済部三重県営業本部担当課 担当：中山

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

Tel：059-224-2336 Fax：059-224-3024

Eメール：eigy@pref.mie.jp

6 今後のスケジュール

平成30年5月29日	:	出展酒蔵説明会
〃 6月上旬	:	日本酒（サンプル用）輸送（航空便）
〃 6月上旬～下旬	:	日本酒（本番用）輸出手続き
〃 7月上旬	:	日本酒（本番用）輸送（船便）
〃 8月上旬～下旬	:	PRツール（フランス語）作成
〃 10月6～8日	:	サロン・デュ・サケ2018出展
〃 10～11月頃	:	フランス料理レストランでの日本酒提供 日本酒の継続プロモーション

7 留意事項

- (1) 三重県は、商品及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出展者に発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失、また、主催者の責に帰すことができない事由によるトラブル等について、一切責任を負わないものとします。
- (2) サロン・デュ・サケ2018三重県ブースの基本構成及び各出展者のテーブル位置、フランス料理レストランでの日本酒提供方法、日本酒の継続プロモーションの実施方法等については、県が決定するものとします。

8 情報公開・広報

本事業で作成した資料及び撮影した写真等（提供いただいた資料及び写真等を含む）は、ホームページ等で公開します。

9 知的財産保護

三重県は、出展品等の知的財産に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。出展者は必要に応じて、自己の責任のもと、事前に知的財産権保護対策を行ってください。